

一般社団法人山梨県作業療法士会 交通費支給細則

平成 26 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人山梨県作業療法士会における社員の会議等により発生する、移動に伴う交通費手当に関する事項を記する。

(支給対象者)

第 2 条 一般社団法人山梨県作業療法士会における社員が、会議等により公共交通機関または自家用車等を利用する場合これを支給する。

(交通費支給額)

第 3 条 交通費支給額については、一般社団法人山梨県作業療法士会が定めるエリアを基準とする。

エリア①：甲斐市、甲州市、甲府市、昭和町、中央市、韮崎市、笛吹市、北杜市、南アルプス市、山梨市

エリア②：市川三郷町、鯉沢町、早川町、増穂町、南部町、身延町

エリア③：上野原市、大月市、忍野村、小菅村、丹波山村、都留市、道志村、鳴沢村、西桂町、富士河口湖町、富士吉田市、山中湖村

原則として、所属施設から目的地までの移動距離とする。エリア内での移動に関しては、一律 500 円を支給する。各々のエリアを超えて移動する場合は、一律 1,000 円を支給する。また、規定の金額 (1,000 円) を超える場合は、別紙交通費領収書にて申請を行い、支給するものとする。

附 則

1. この資料は、平成 26 年 1 月 1 日より活用する。

交通費領収書

H 年 月 日

一般社団法人山梨県作業療法士会 会長 殿

合計 円 \_\_\_\_\_

但 \_\_\_\_\_

(領収書添付のこと)

● 公共機関の場合 (電車・バス) 片・往  
経路 ( ) - ( ) - ( ) - ( )  
円 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_

● 自家用車の場合 (100 km超・20 円/km) 片・往  
経路 ( ) - ( ) - ( ) - ( )  
走行距離合計 \_\_\_\_\_ km (一位四捨五入)  
高速料金 \_\_\_\_\_ 円

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

キリトリ

交通費領収書

H26 年 1 月 1 日

一般社団法人山梨県作業療法士会 会長 殿

合計 円 4,600 -

但 学術局企画研修部会議参加の為 \_\_\_\_\_

(領収書添付のこと)

● 公共機関の場合 (電車・バス) 片・往  
経路 ( ) - ( ) - ( ) - ( )  
円 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_

● 自家用車の場合 (100 km超・20 円/km) 片・往  
経路 ( 甲府東病院 ) - ( 甲府南 IC ) - ( 大月 IC ) - ( 大月東病院 )  
走行距離合計 112 km (一位四捨五入)  
高速料金 2,400 円

住所 山梨県甲府市東町 851 \_\_\_\_\_

氏名 山梨 太郎 \_\_\_\_\_ 印